



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,  
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年6月16日

ケニアシリーズ（6）<sup>1</sup>  
～裁判制度について～

## 1. 法源について

ケニア法システムは、英国コモンローをベースとする。ケニアシリーズ（1）でも記載したが、最高裁判所、控訴院その他の下級裁判所の司法権は、以下の定めに従い行使しなければならない（裁判所法 3 条）。

A) 憲法<sup>2</sup>

B) 制定法（所定の UK 法<sup>3</sup>も含む）

C) 以上の制定法が適用されない限りで判例法、エクイティの原則、1897年8月12日にイングランドで発行された一般適用法令及び同日イングランドの裁判所で遵守されていた手続及び実務。但し、C)については、ケニアの状況等が許容し、かつ、必要と認められる場合に限り適用される。

D) 単独又は複数の当事者が該当等する民事事件において、効力があり正義道義に反せず制定法に矛盾しない限りでアフリカ慣習法は適用される。

ケニアにおける契約、代理、寄託、不法行為、信託は、英国のそれとほぼ同じである。しかし、産業エネルギー効率プロジェクトの創設や維持に関する規制法は、ケニア独特のものであり、英国やその他の国の制度と異なるようである。

## 2. 司法機関について

司法機関は、法を適用して私人間並びに私人及び国家間の紛争を解決する。2010年にケニアで新しい憲法が制定される以前は、司法機関について好ましくない印象が人々にあった。当該憲法では、この問題について以下のように取組みをしている。

裁判所等は同権限を行使する際に以下の原則を遵守する（憲法 159 条 2 項参照）。

<sup>1</sup> Evelyn M. Kyania of B M Musau & Co., Advocates (<http://www.bmmusau.com/>) にも共に確認して戴いた。

<sup>2</sup> 憲法は最高法規であり、憲法と一致しない法律は、無効となる（憲法 2 条）。

<sup>3</sup> 1849年海事犯罪法、1856年外国裁判証拠法等が列挙されている（但し修正あり）。

- 1) 裁判は、地位と無関係に全ての国民に対してなされるものである。
- 2) 裁判は、遅滞なく行われなくてはならない。
- 3) ADRを促進する。
- 4) 裁判は、無駄に手続の形式にとられることなく、遂行される必要がある。
- 5) 憲法の目的及び原則を維持し促進する。

また、裁判における資金について規定されている（憲法 173 条）。裁判所により資金は管理されることになった。裁判所自身が予算とその運用を管理することで、司法の独立を確保し不正な影響を受けないようにするためである。司法は独立して機能しその独立性を確保する為に様々な措置を講じることができる（憲法 160 条）。具体的には、裁判官に支払われる報酬及びその他手当は当該裁判官（又は退官した裁判官）の不利益になるように変更されてはならないようにすること、裁判官の地位を安定させること、司法としての機能を果たす際に誠実に責務を果たせるように裁判官に責任が発生しないようにすること等がある（憲法 160 条及び裁判所法 6 条参照）。

2011 年に制定された司法機関組織法（Judicial Service Act）では、機関、権限及び司法をコントロールするための規則について定められている。

### 3. 司法組織について

司法組織は、様々な裁判所、裁判官及び裁判所官吏によって構成されている。裁判所は、最高裁判所長官、最高裁判所副長官及び裁判所事務総長（Chief Registrar）が裁判所を統率している（憲法 161 条）。

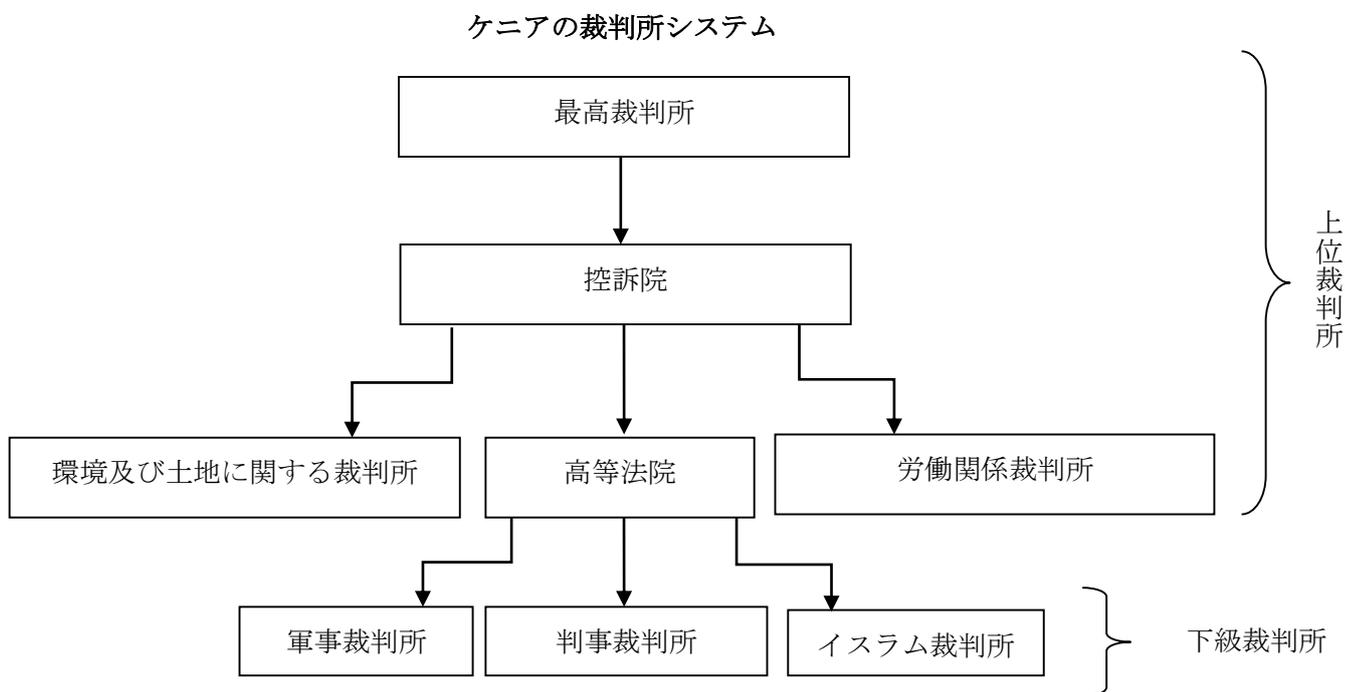
AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

*"Work for clients, work for society and work for our team"*

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

[www.ailaw.co.jp](http://www.ailaw.co.jp)



### 1) 最高裁判所 (Supreme Court) について

最高位の裁判所は、最高裁判所である。その他の全ての裁判所は、最高裁判所の判決に拘束される (憲法 163 条)。

最高裁判所は、7 人の裁判官で構成される。その内訳は、最高裁判所長官、最高裁判所副長官、その他 5 人の裁判官となっている。主な職務は以下のとおりである。

- ・ 大統領の選挙の有効性に関する裁判など重要な事件についての上を審理する (憲法 140 条及び 163 条)。
- ・ 憲法の解釈又は適用を含む場合並びに最高裁判所又は控訴院が公共への重要性に関連があると判断した場合、控訴院からの上告を審理する (憲法 163 条)。
- ・ 非常事態宣言の有効性や同宣言に基づく法律について審理する (憲法 58 条)。
- ・ 政府、州政府、カウンティ政府の要請に従い助言をする (憲法 163 条)。

### 2) 控訴院(Court of Appeal)について

控訴院にとって、最高裁判所が唯一の上級裁判所である。同判決は、最高裁判所に上告される資格のあるものを除き、原則として最終のものである。12 人以上の裁判官で構成さ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

*"Work for clients, work for society and work for our team"*

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

[www.aialaw.co.jp](http://www.aialaw.co.jp)

れる（憲法 164 条）。その中の 1 人を長官として選ぶことになる。職務は、高等法院及びその他の下位裁判所から上告されたものを審理することである。

### 3) 高等法院(High Court)について

高等法院の扱う範囲は広範にわたる。刑事、民事、人権及びその下級裁判所からの控訴について審理する。高等法院は、下級裁判所を監督する（憲法 165 条）。

### 4) 労働関係裁判所について

労働関係裁判所は、雇用及び労働紛争事件について取り扱い、高等法院と同等の地位にある（憲法 162 条）。2011 年に制定された産業裁判所法（Industrial Court Act）は、当該裁判所の職務及び権限について規定している。

### 5) 環境及び土地に関する裁判所について

当該裁判所は、憲法 162 条 に従い 2011 年に制定された環境及び土地に関する法（Environment and Land Court Act）に基づき設立された専門の高等裁判所である。同裁判所は、環境及び土地に関する法及び環境及び土地に関連する他の法律に関連する紛争のだけではなく、環境並びに土地の使用、占有及び権原に関連する紛争も取り扱う（同法 13 条）。

### 6) 判事裁判所（Magistrates' Courts）について

判事裁判所は、憲法 169 条に規定されている下級裁判所（Subordinate Courts）である。その職務は及び権限は、2012 年に改正された判事裁判所法（Magistrates' Courts Act）に規定されており、一定の民事事件と刑事事件を取り扱う。例えば、同法 5 条 には、民事事件における判事裁判所の管轄について規定されている。7 百シリング以下の事件については、判事裁判所で審理される。2011 年に制定された産業裁判所法によれば、最高裁判所長官が判事裁判所を任命し、雇用及び労働関連の紛争を取扱うことが出来るとされている。この場合は、労働関係裁判所が、控訴審となる。

### 7) イスラム裁判所（Kadhis' court）について

憲法は、下級裁判所（Subordinate Courts）としてイスラム裁判所を設置した（憲法 169 条）。また憲法 170 条 は、同管轄について規定している。当事者がイスラム教を信仰している、イスラム裁判所に提訴した場合に、身分事項、婚姻、離婚や相続に関するイスラム教についての争点を決定するものに限定されている。イスラム裁判所は、イスラム裁判官所長及び 3 人以上のイスラム裁判官で構成されている（憲法 170 条）。高等法院が控訴審で

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

*"Work for clients, work for society and work for our team"*

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

[www.aialaw.co.jp](http://www.aialaw.co.jp)

ある（民事訴訟法 65 条）。

#### 8) 軍事裁判所について

軍事裁判所は、下級裁判所（Subordinate Courts）である（憲法 169 条）。同裁判所の管轄は、2012 年に制定されたケニア防衛軍法（Kenya Defence Forces Act）に規定されている。高等法院が控訴審である（同法 186 条）

#### 4. まとめ

現行の裁判所は、過去の裁判所の職務遂行について広がった民衆の懸念による反動に対応しようとしている。ケニア人は裁判所が独立性を維持しつつ効率且つ公平に職務執行することを望んでいる。この点についての実績は、憲法施行時点での裁判官が裁判所で職務執行できる適性を有するかを確認する規定を入れたことである（憲法別表 6 条）<sup>4</sup>。

2011 年に制定された裁判官・判事審査法（Vetting of Judges and Magistrates Act）に基づき裁判官・判事審査委員会が設置され、同委員会は裁判官や判事を審査するための制度的な枠組みやガイドラインを作成している。憲法施行時以降に裁判官や判事になったものについては、憲法に基づき司法機関組織委員会により審査された上で任命されている<sup>5</sup>。以下の司法改革も存在する。

- 1) 未裁決の事件について。例えば、最高裁判所長官が 2015 年 2 月 23 日から未裁決の事件の口頭弁論期日を指定したり審理する必要のない事件について却下する等して優先的に処理するように 15 人の裁判官を選任した。
- 2) 商業及び海事の高等法院が事件の実務を指揮することにより、同裁判所の事件処理が大幅に変更された。
- 3) 司法が、多く高等法院を設置したため、多くの人アクセスすることが可能になった。
- 4) 裁判所申立手数料の支払が銀行の支払システムと一致し簡便になった。
- 5) 環境及び土地に関する裁判所や労働関係裁判所などの高等法院が設置されることで、適正な裁判所を選ぶことが容易になり、事件処理が改善された。

しかしながら、同改革は、まだ当初予定していた目的の到達のレベルまで行っていない。例えば、記録係はまだコンピュータベースではなく、控訴の手続は時間がかかる。事件になるまでの時間が長い。以上の通り、ケニアにおける訴訟は手続が遅いので費用が高くなり意味がないとのことであった。まだまだ時間がかかる様子であるが今後の改善に期待したい。

<sup>4</sup> <http://kenyalaw.org/kenyalawblog/judicial-innovation-or-schizophrenia/#sthash.ZtJRBwmO.dpuf>

<sup>5</sup> <http://kenyalaw.org/kenyalawblog/judicial-innovation-or-schizophrenia/#sthash.ZtJRBwmO.dpuf>

以上の記載は、ケニアの弁護士 Evelyn Kyania 氏から助言を戴いた。表現の不明瞭性や誤りについては専ら当職に帰する。当職は、簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所  
〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-1-10  
西勤本店ビル 5 階  
TEL(03)3548-2702  
[www.ailaw.co.jp](http://www.ailaw.co.jp)

ケニアプラクティスチーム  
弁護士 角田 進二  
アシスタント ロザンナ ブレークリ